

議案第46号

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成28年3月23日午後2時頃、幕別町字弘和303番地先、町道駒島西4号線において、相手方が運転する車両が当該道路を走行中、路肩の堆雪内にあった折れたスノーポールに車両左後方のタイヤが接触し、その衝撃によりパンクする事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 1,065,960円

3 損害賠償及び和解の相手方

町内在住の男性

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。